

喜友名公園整備方針検討調査

概要版

令和8年3月

宜野湾市

-目次-

第1章 基礎調査	1
1. 現況調査	1
2. 意向調査	18
3. 類似事例調査	27
4. 都市公園整備に関連する法規制・基準等	29
5. 喜友名公園整備に関する課題の整理	31
第2章 基本方針	33
1. 公園区域の見直し	33
2. 整備方針	37
3. 導入機能	38
第3章 公園計画	41
1. 施設配置計画	41
2. 各部イメージ	45

第1章 基礎調査

1. 現況調査

(1)位置

宜野湾市は国道58号より西側の海岸低地とその東側の段丘地から形成されているが、計画地のある喜友名地区はこの段丘上にあり、普天間飛行場の北側に位置している。

この中で計画地は、県道81号線(宜野湾北中城線)、市道パイプライン1号、市道新城32号(普天間中学校線)に囲まれた区画内にあるが、都市計画決定された都市計画公園区域は、接道しておらず、周囲を住宅地、耕作地、墓地、森林、普天間中学校等に囲まれている。

周囲には中学校があるほか、喜友名地域の住宅地が広がっており、周辺住民の徒歩利用等が想定される。

また、近年は県道81号線を隔てた北側に琉球大学病院が移転し、沖縄健康医療拠点を形成するほか、周囲に西普天間住宅地区の開発が進められるなど急速に発展し、人口の増加が期待されるエリアとなっている。



計画地の位置図

※地理院地図を加工して作成。

(2)周辺地域の歴史概況と計画地の歴史資源

計画地のある喜友名地区は、1671年に浦添間切から分離され、宜野湾間切に編成された地域で、方言では“チュンナー”と発音されている。

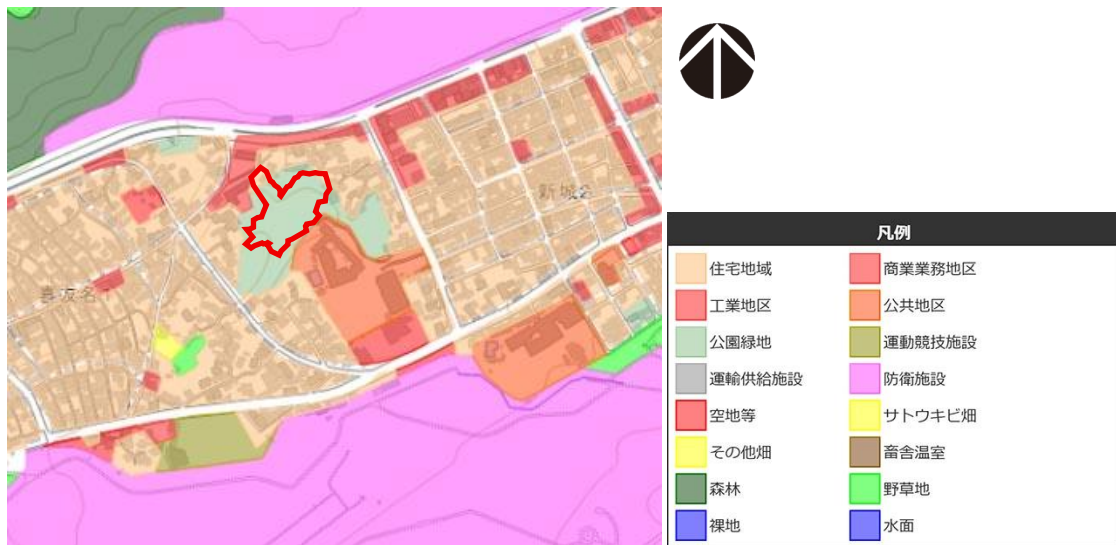
喜友名地区は、琉球王国時代の地割制度の名残で集落全体が基盤のように規則正しく区画整理された旧集落の面影が色濃く残され、湧水が豊富であったと言われている。

こうした痕跡を残すように計画地内には琉球石灰岩の小高い丘と樹林が残され、歴史的な面影を垣間見ることができる。一方、こうした地形は沖縄の習俗を代表する景観である亀甲墓が築造されやすい場所となっており、計画地内にも大規模な亀甲墓が複数存在するほか、さらに古い時代の岩をくり抜いて墓とした掘込墓(横穴墓)なども見られ、古くから埋葬地として利用されてきた土地である。

第1章 基礎調査

(3) 周辺の土地利用現況

沖縄県の地図情報システムにおいて、計画地及び周辺の土地利用現況は、普天間中学校等の公共地区、沿道の商業業務地区を除く大半が住宅地域に囲まれている。



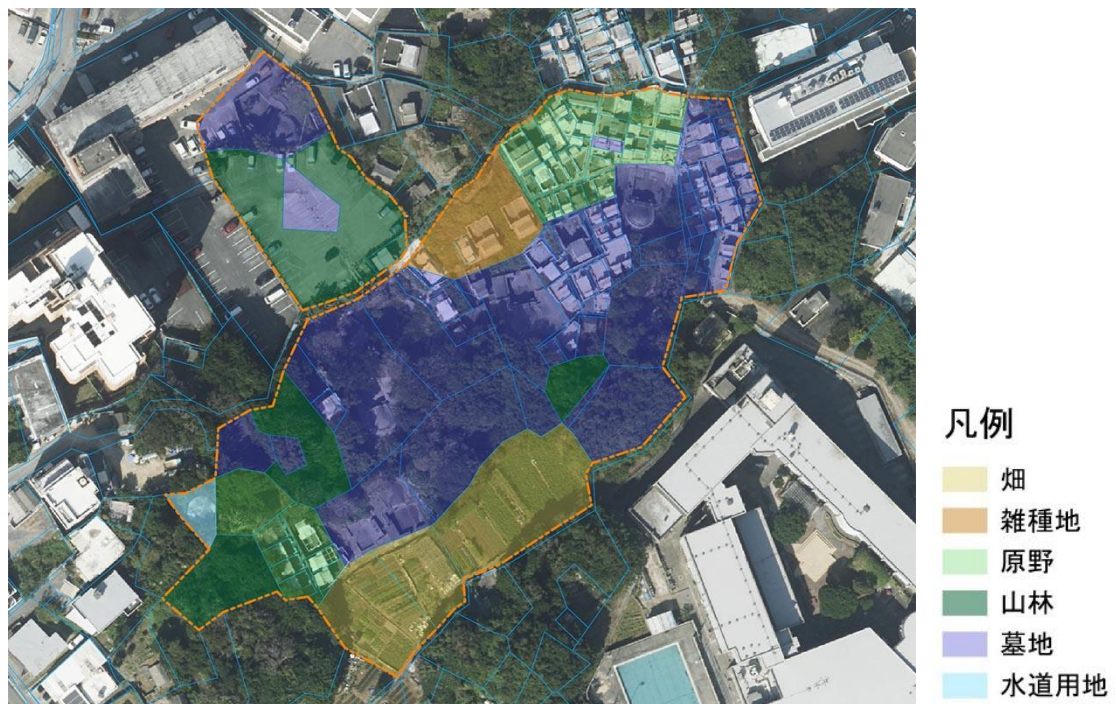
計画地周辺の土地利用現況

※出典：沖縄県地図情報システム

(4) 現況地目

計画地の現況地目は、大半が墓地となっており、北東側の原野・雑種地も現在は墓が建設され、さらに南西側の山林も一部に墓が建設されている。

一方、南側の畑については、現在も畑として利用されている。



計画地周辺の土地利用現況

※出典：宜野湾市資料

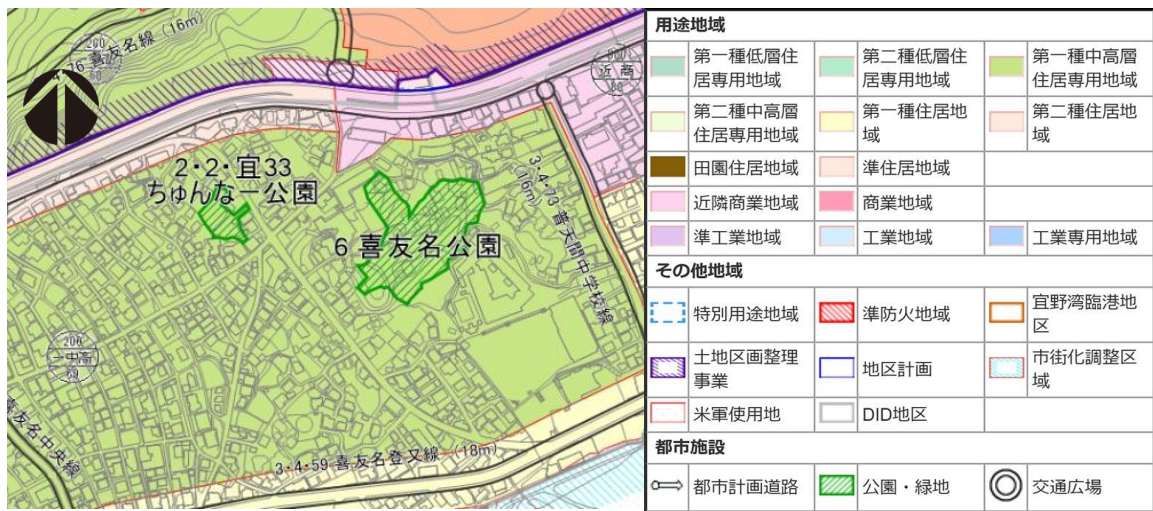
(5)法規制

1)用途地域(都市計画法・建築基準法)

計画地は第一種中高層住居専用地域に指定されており、建ぺい率は60%、容積率は200%に制限されている。

都市公園は原則として建蔽率が2%、運動施設や休養施設、Park-PFIの公募対象公園施設等の特例値が10%であるが、いずれも本公園内の施設整備には影響がないと考えられる。

また、Park-PFI制度を活用した場合、公募対象公園施設として、飲食店を整備することも考えられるが、この場合、第一種中高層住居専用地域の制限により2階以下500㎡以下の建築を整備することができる。



計画地周辺の用途地域

※出典: 宜野湾市地図情報システム

第1章 基礎調査

2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)

土砂災害防止法は土砂災害から国民の生命を守るため、危険な区域を土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定し、危険の周知、避難体制の整備、新たな開発・建築の規制する法律である。

計画地と近接して、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が存在しているが、計画地は指定されていない。

それぞれの位置は下図のとおりである。

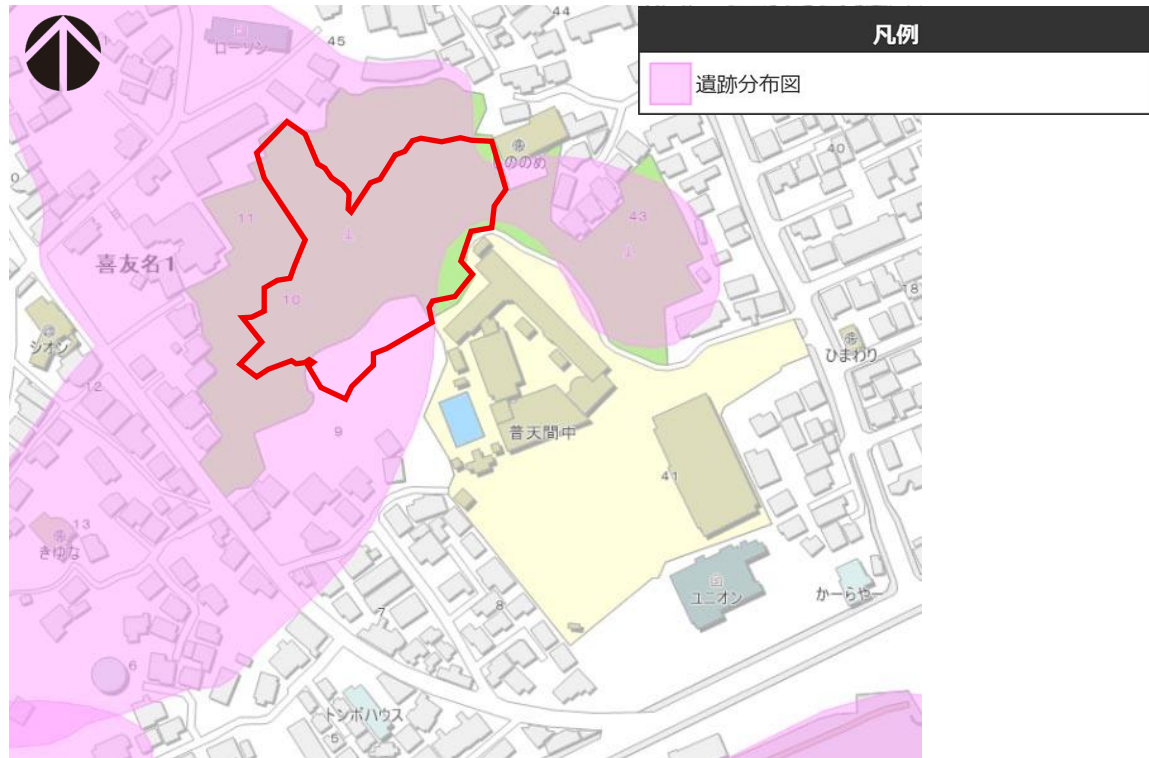


計画地周辺の土砂災害危険箇所

出典: 沖縄県地図情報システム

3)文化財保護法

計画地は、市指定文化財である喜友名後原丘陵古墓群・喜友名勢頭原丘陵古墓群の埋蔵文化財包蔵地に所在している。このため、計画地において遺構が出土する可能性があり、開発にあたって慎重な対応が求められる。



計画地周辺の文化財

出典: 沖縄県地図情報システム

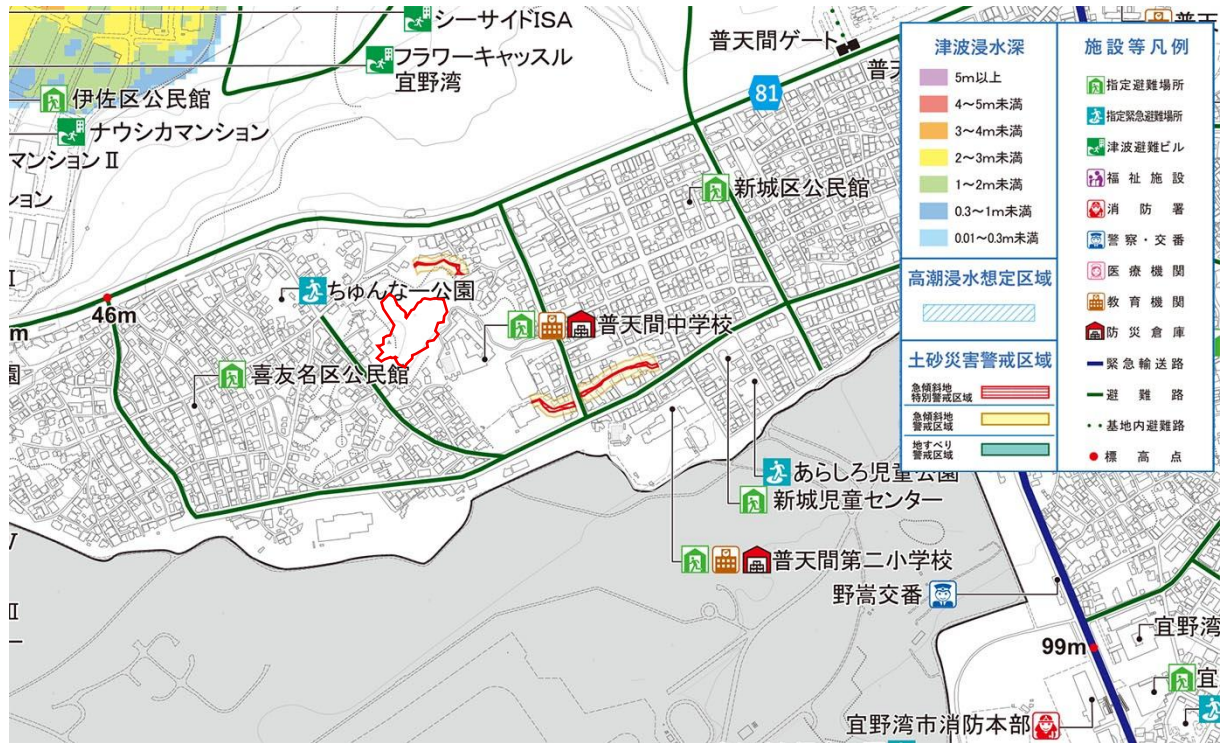
4)その他の法規制

計画地について、農振法や森林法、自然公園法等の規制はかけられていない。

第1章 基礎調査

(6) 計画地周辺の防災施設

計画地に隣接する普天間中学校は指定避難場所に指定され、防災倉庫も設置されている。また、近隣に位置する街区公園のちゅんなー公園は、指定緊急避難場所に指定されている。



計画地周辺の防災施設

出典: 宜野湾市ハザードマップ

(7)地域の人口

1)喜友名・新城の人口

本計画の対象である喜友名公園は近隣公園であり、近隣住民の徒歩での利用を想定して誘致圏域が500mに設定されている。このため、計画地から500mの範囲として、喜友名、新城の住民の人口について調査した。

その結果、喜友名は約3,000人、新城は約4,000人の人口があり、両地域合わせて、7,000人の人口が主な利用対象者と設定することができる。

喜友名・新城の人口

地域	人口
喜友名1丁目	1,912
喜友名2丁目	1,342
喜友名計	3,254
新城1丁目	1,347
新城2丁目	2,598
新城計	3,945
両町合計	7,199

※国勢調査(R2)

2)地域の住民構成





































本公園の主なターゲットとなる利用者層を設定するため、利用が想定される地域の年齢構成を調査した。

調査にあたって、上記と同様に利用が想定される喜友名、新城の住民の人口構成を算出するとともに比較として、全国、沖縄県、宜野湾市全域の人口構成も調査し、これらと比較することで、計画地の利用者層の特性を把握するよう努めた。

結果として、沖縄県の人口構成は全国よりも20歳代以下の割合が多い傾向があるが、沖縄県、宜野湾市全域と喜友名・新城の比較では目立った差はなかった。

強いて特徴を挙げるとすれば、喜友名・新城の人口構成は沖縄県や宜野湾市全域よりも40歳代の人口が多い傾向があり、そのことと関連すると想定されるが、十代の子を持つ“子育て世代”が多い傾向がある。

全国・沖縄県・宜野湾市・喜友名+新城の年齢構成の比較

	全国	沖縄県	宜野湾市	喜友名・新城
0～9歳	 7.8%	 11.2%	 11.6%	 11.5%
10-19歳	 8.9%	 11.1%	 11.3%	 12.4%
20-29歳	 9.7%	 10.0%	 11.7%	 9.5%
30-39歳	 11.2%	 12.3%	 13.0%	 12.2%
40-49歳	 14.6%	 14.1%	 14.9%	 15.8%
50-59歳	 13.2%	 12.4%	 12.4%	 13.3%
60-69歳	 12.5%	 12.8%	 11.2%	 10.6%
70-79歳	 12.9%	 8.7%	 7.8%	 7.4%
80歳以上	 9.2%	 7.3%	 6.1%	 7.2%

※国勢調査(R2)を活用して作成。

第1章 基礎調査

(8) 現況調査

1) 都市計画公園区域内

都市計画決定された都市計画公園区域内は、複数琉球石灰岩の小高い丘が形成され、その上部を樹林が覆っている。沖縄において、このような地形は古くから墓地として利用されることが多く、計画地も同様に多くの墓地が立地している。

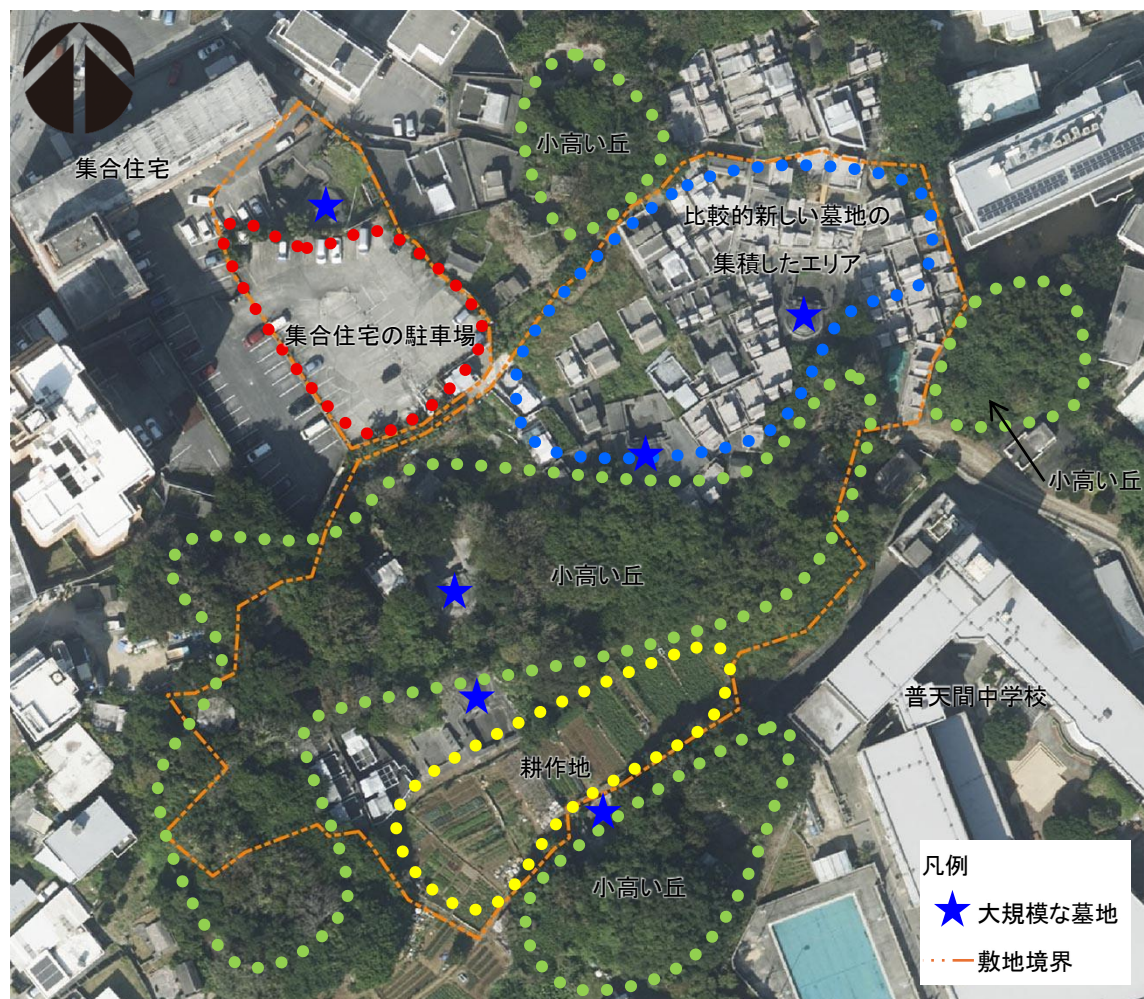
特に大規模な亀甲墓が複数残されているほか、自然の岩盤を穿って利用した掘込墓を見ることができ、さらに敷地の北西側は近年整備された新しい墓が多数立地しているなど、面的な利用がしにくい状況となっている。

また、中央部の樹林や小高い丘で囲まれた範囲は平らな土地が広がっており、耕作地として利用されている。さらに小高い丘の上からは海への眺望が開けたビューポイントも何箇所か存在する。

一方、南側の普天間中学校との境界については、計画地側が2～3m程度高くなっており、擁壁で高低差が処理され、連続性は確保されていない。

計画地北側の民間の集合住宅に接するエリアは、集合住宅の駐車場があり、緩勾配の斜面をそのまま舗装して、駐車場として利用している。

計画地の地形や土地利用等の現状は下図のとおりである。



計画地概略図

※宜野湾市オルソ画像を加工して作成。



琉球石灰岩の岩が露出し、小高い丘を形成



亀甲墓など大規模な墓が存在する



岩を穿った掘込墓などさらに古い時代の墓もある



耕作地の周囲は丘地形と樹林によって囲まれる



敷地北東側の新しい墓地の集積したエリア



計画地の北西側は海への眺望が開ける



中学校との境界は間知ブロック積みがある



集合住宅の駐車場として利用されている

第1章 基礎調査

2) 周辺区域

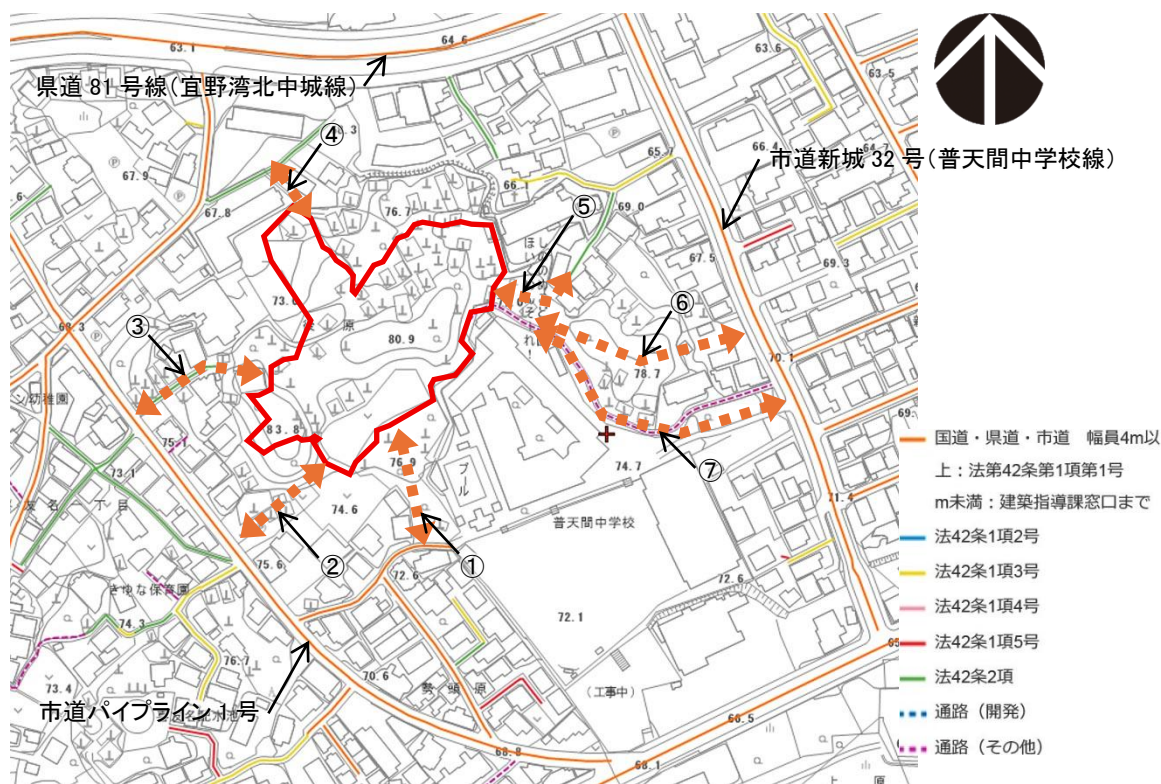
喜友名公園の都市計画公園区域として指定された範囲は道路に接していないため、利用者がアクセスするためには周辺の道路に接道することが必要である。

計画地周辺には、県道81号線(宜野湾北中城線)、市道パイプライン1号、市道新城32号(普天間中学校線)等が走っているが、いずれも接道しておらず、接道方法を検討する必要がある。さらに計画地周辺には幹線道路ではないが、市道喜友名2号や42条1項3号(既存道路)、42条2項道路(みなし道路)等があるものの、これらは幅員が不足しているため、接道とみなすことができず、公園利用者の利便性や公園の防災機能を発揮するという面で課題となることが懸念される。このため、可能な限り十分な幅員のある道路に接道することが必要である。

これら道路と都市計画公園区域の間の接続の可能性を検討するため、周辺地域について調査を実施した。

周辺地域への接道の可能性としては、①市道喜友名2号との接道、②市道パイプライン1号との接道-1、③市道パイプライン1号との接道-2、④2項道路との接道-1、⑤2項道路との接道-2、⑥市道新城32号線との接道-1、⑦市道新城32号との接道-2の可能性があり、これらの位置は下図のとおりである。

また、各接道の可能性については、次ページ以降に現況を示す。

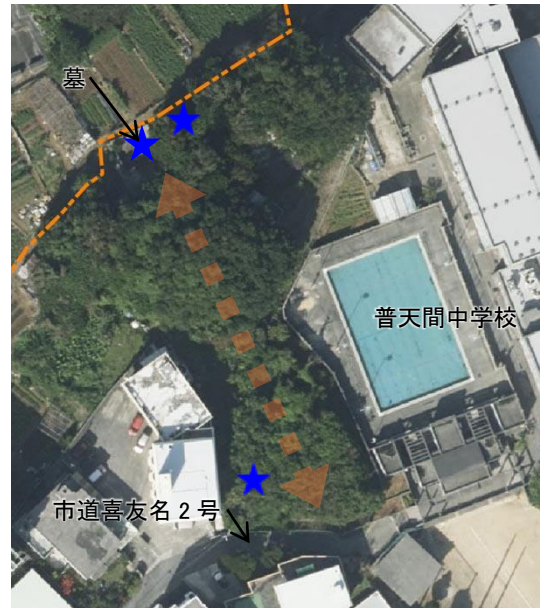


①市道喜友名2号との接道の可能性

市道喜友名2号は、市道パイプライン1号から住宅地の中に入って、生活道路として利用されるほか、普天間中学校の登下校路としても利用されている。

幹線道路である市道パイプライン1号から、奥まった位置にあり、交通量は限定的であるが、視認性が悪い。

また、この周辺は墓地及び樹林があり、民有地の取得が必要となる。



市道喜友名2号との接道(案)



市道喜友名2号



計画地に隣接する墓

②市道パイプライン1号との接道-1の可能性

市道パイプライン1号との接道の可能性については、隣接する耕作地及び墓地、駐車場の用地を取得することで、公園と道路を接道させることができる。

この付近には里道があるが、隣接する集合住宅の駐車場がこれを利用しており、従前のおり通行できるよう配慮して整備する必要がある。

また、パイプラインのこの近くに勾配の急な個所があり、公園内ではないが、身障者等の利用者がアクセスする際に課題となることが想定される。



パイプラインとの接道-1(案)

第1章 基礎調査



パイプラインとの接道付近



隣接する駐車場のアクセスに利用している

③市道パイプライン1号との接道-2の可能性

計画地と市道パイプライン1号を結ぶ動線の可能性として、北西側に2項道路と接する箇所がある。

この2項道路は、地籍上、里道となっているが幅員が1.8m前後の箇所があり、充分な園路を整備するためにはその周辺を含めた用地の取得が必要である。

さらに公園と接する周辺は、民間事業者の作業ヤードとなっており、その取得も必要となる。



パイプラインとの接道-2(案)



パイプラインとの接道付近



計画地との隣接地は作業ヤードとなっている

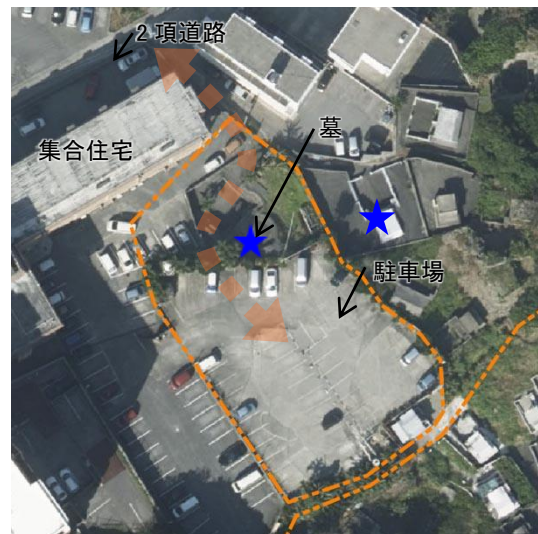
④2 項道路との接道-1の可能性

計画地の北側と県道81号線(宜野湾北中城線)の間には一定規模の住宅地が広がっており、この方面からのアクセスを確保する必要性は高い。

計画地北側は集合住宅に接しており、公園区域がこの集合住宅の駐車場として利用されている。

さらにその先には2項道路があるものの、2項道路と公園区域は里道を介して接続しており、幅員が狭く、また、隣接する集合住宅の駐車場へのアクセス動線として利用されていることなど、都市公園として占用利用することは難しい。

また、計画地内の里道に接した付近には大規模な亀甲墓があり、その用地の確保が必要となる。



パイプラインとの接道-2(案)



計画地との隣接地は作業ヤードとなっている



計画地との隣接地は作業ヤードとなっている

⑤2 項道路との接道-2の可能性

計画地の北側には、認定こども園が立地しており、都市公園の利用ニーズが高いものと考えられる。

この周辺については、住宅地の間を2項道路が通っており、接道の可能性がある。

ただし、この2項道路は急勾配であるうえ両側を住宅に挟まれているため、道路の拡幅等は困難であり、公園の主要なアクセス動線として利用することは難しい状況にある。

ただし、小規模であっても利用者が安全に通行できる動線を確保できれば、周辺の年少者の利用がしやすくなるものと考えられる。



パイプラインとの接道-2(案)

第1章 基礎調査



2項道路の入口



2項道路の最奥部

⑥市道新城32号との接道-1の可能性

市道新城32号と公園の接道の可能性として、民有地を利用する可能性がある。

この土地は市道と公園の間に民有地があるが、プレハブの仮設事務所が建っているため、その土地を取得することができれば、アクセス動線を確保できる。



プレハブの事務所が建つ



市道新城32号との接道-1

⑦市道新城 32 号との接道-2 の可能性

市道新城32号との接道のもう一つの可能性として、普天間中学校用地と接する位置に通路(その他)があり、これを利用する可能性がある。

ただし、この通路(その他)に接して住宅が建設されているため、高さを変えることができず、その場合、この通路の勾配は都市公園の身障者ルート of 基準値である5%を大きく超えているものと考えられ、既存通路を園路として利用することは困難である。

さらにその奥に墓地があり、そのアクセスにも配慮することが必要である。

こうした課題に対する解決策の一つとして、中学校用地のエントランスに比較的大きな植栽帯があるため、通路(その他)と並行して公園の園路を整備することも考えられ、可能性の一つとして本案を示す。

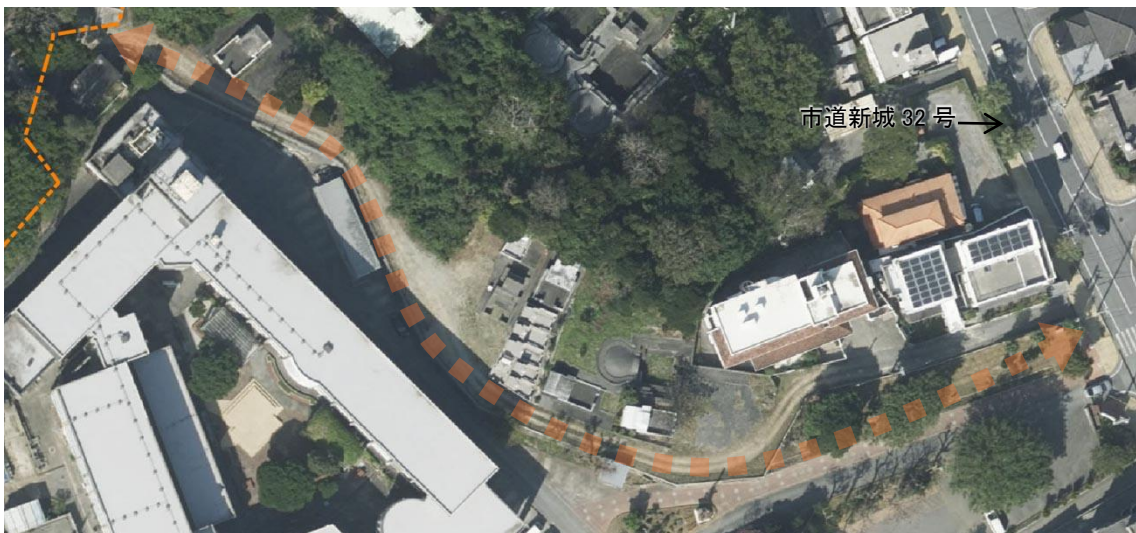
施設整備の方策として、公園の園路として整備する方法と道路事業として、市道を整備する可能性があり、今後、実現性を含めて検討する必要がある。



中学校に隣接する急勾配の通路



中学校の植栽帯は広く確保されている



市道新城 32 号との接道-2

第 1 章 基礎調査

⑧計画地及びその周辺の現状の詳細情報(参考)

これまで示した本計画地及び計画地周辺の現況調査の結果を示したものが、次ページ図のとおりである。

第1章 基礎調査

2. 意向調査

(1) アンケート調査

1) 調査方法

都市計画公園区域に含まれる各筆所有者に対し、郵送による配布・回収のアンケート調査を実施した。調査内容は、現在の土地利用、都市計画公園の区域内であることの認識、都市公園整備への協力意向、特に墓地利用者に対する移転等に対する意向等の質問を行った。

計画区域には131筆の土地があり、複数の筆を所有する者や共有名義の土地も含まれることから152名(団体含む)の地権者が存在し、すべての地権者にアンケートを郵送し回答を求めた。

結果として89名(87筆)から回答を得て、回答率は59%(66%)となった。回答が得られた筆は下図のとおりである。また、各回答の結果は次ページ以降にとりまとめる。

アンケートの概要

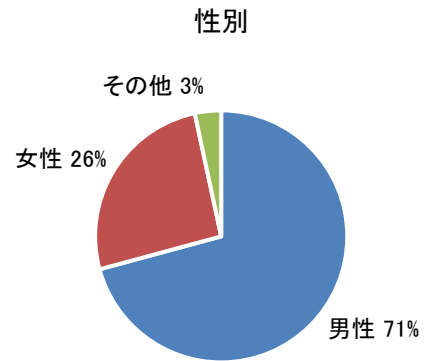
実施名称	地権者アンケート
対象者	地権者及び共同名義者
調査期間	2025年11月12日(水)～28日(金) ※以降訪問により追加回収を実施。
調査方法	地権者152名に対し、郵送による配布・回収及び訪問。
内容	回答者の属性、利用状況、公園区域であることの認識、公園整備の意向、公園整備への協力意向、その他の意見。
結果	回収89件(59%) / 87筆(66%)

2) 調査結果

① 回答者の年齢・性別

回答者の性別は、71%が男性で26%が女性、未回答者を含むその他が3%であった。

また、年齢は50代25%、60代25%、70代20%、80代13%、90代が4%と50代以上が全体の87%を占めている。

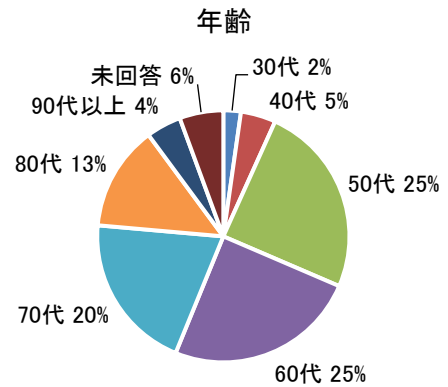


問1 性別 n=89

性別	回答数	比率
男性	63	71%
女性	23	26%
その他	3	3%

問1 年齢 n=89

年齢	回答数	比率
30代	2	2%
40代	4	5%
50代	22	25%
60代	22	25%
70代	18	20%
80代	12	13%
90代以上	4	4%
未回答	5	6%

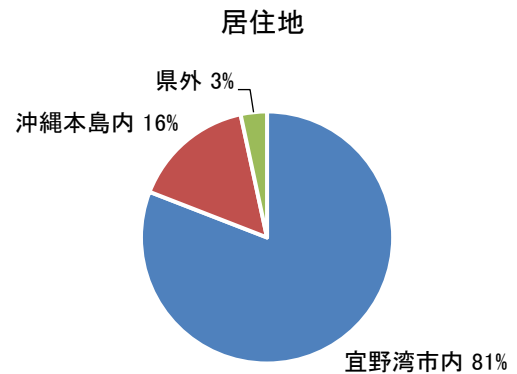


② 回答者の居住地

回答者の居住地は、宜野湾市内が81%、沖縄本島内のその他市町村が16%、県外が3%という結果となっている。

問2 居住地 n=89

居住地	回答数	比率
宜野湾市内	72	81%
沖縄本島内	14	16%
県外	3	3%



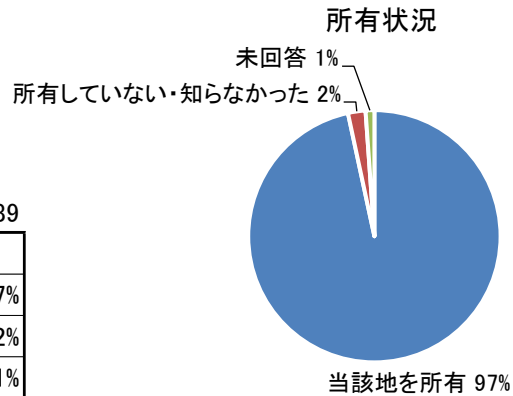
第1章 基礎調査

③所有状況

計画地の所有状況について、ほとんどが土地所有の認識があるが、2名は「所有していない・知らなかった」と回答しており、1名は未回答であった。

問3 所有状況 n=89

所有状況	回答数	比率
当該地を所有	86	97%
所有していない・知らなかった	2	2%
未回答	1	1%



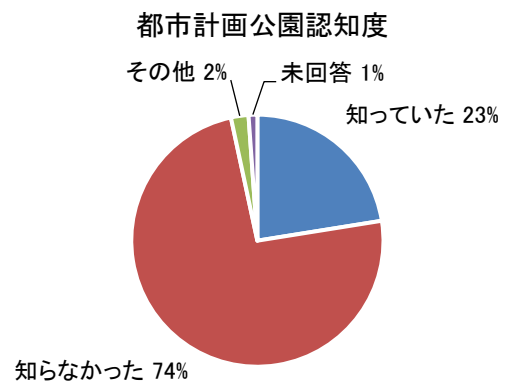
④都市計画公園区域であることの認識

所有する土地が都市計画決定された都市計画公園区域であることを知っていた人は23%であり、74%が知らなかったと回答している。

その他の回答が2件、未回答が1件あるが、その他の内容が回答されておらず、詳細は把握できていない。

問4 都市計画公園認知度 n=89

認知度	回答数	比率
知っていた	20	23%
知らなかった	66	74%
その他	2	2%
未回答	1	1%



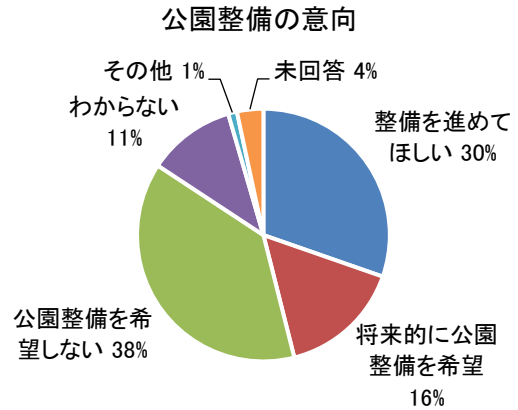
⑤公園整備意向

喜友名公園の整備意向に関しては、「整備を進めてほしい」「将来的な整備を希望」の整備意向ありの回答が46%、「希望しない」が38%となっている。

これを筆ごとにプロットしたものが下図である。

問5 公園整備の意向 n=89

整備意向	回答数	比率
整備を進めてほしい	27	30%
将来的に公園整備を希望	14	16%
公園整備を希望しない	34	38%
わからない	10	11%
その他	1	1%
未回答	3	4%



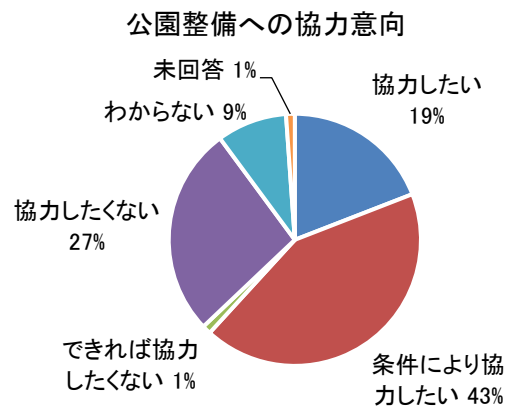
⑥公園整備への協力意向

公園整備への協力意向については、「協力したい」「条件により協力したい」の協力意向のある回答が62%、「できれば協力したくない」「協力したくない」の協力意向に消極的な回答が28%となっている。

これを筆ごとにプロットしたものが下図である。

問6 公園整備への協力意向 n=89

協力意向	回答数	比率
協力したい	17	19%
条件により協力したい	38	43%
できれば協力したくない	1	1%
協力したくない	24	27%
わからない	8	9%
未回答	1	1%



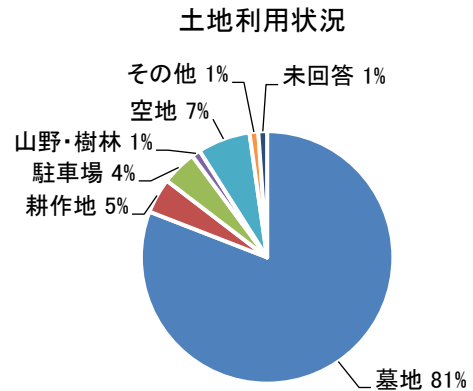
第1章 基礎調査

⑦土地利用状況

土地利用状況について、耕作地、駐車場等の回答もあるが、圧倒的に墓地が多く、全体の81%が墓地と回答している。

問7 土地利用状況 n=89

土地利用	回答数	比率
墓地	72	81%
耕作地	4	5%
駐車場	4	4%
山野・樹林	1	1%
空地	6	7%
その他	1	1%
未回答	1	1%



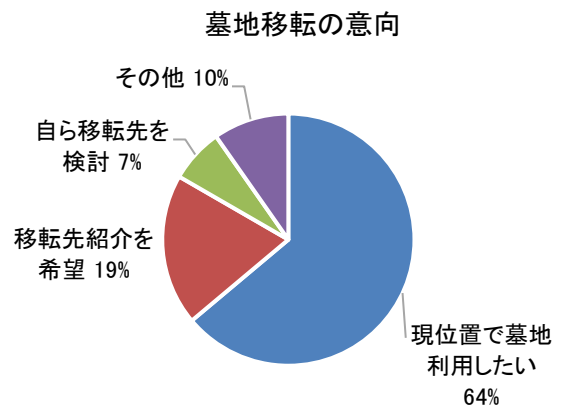
⑧墓地移転の意向

上記で墓地と回答した人に対し、墓地移転に関する意向を確認したところ、「現位置での利用を希望」が60%と最も多く、「移転先紹介を希望」が22%、「自ら移転先を検討」が6%、「その他」が12%となった。

その他の内容は「自分の意見では決めきれません。」「7年前に遺骨を永代供養してあります」「移転先紹介を希望だけど移転先がどこか？知ってから決めたい」「家族と検討、協議しないと回答できない」となっている。

問8 墓地移転の意向 n=72

墓地移転の意向	回答数	比率
現位置で墓地利用したい	46	64%
移転先紹介を希望	14	19%
自ら移転先を検討	5	7%
その他	7	10%



⑨自由意見

自由意見に関しては、下表の意見が寄せられた。

極力アンケートに回答された内容を忠実に再現し、明らかな誤字脱字以外はそのままとしている。

年齢	性別	自由意見
33才	男性	<ul style="list-style-type: none"> ・計画は50年以上停滞しており、その結果として土地の有効活用も進んでいない状況です。 ・可能な限り早期に用地買収を進め、計画を前進させていただきますと、地権者としては幸いです。
78才	女性	<ul style="list-style-type: none"> ・公園に予定しているのでしたら1日も早く実行することを強く望みます。自らの移転・改装先に時間がかかるから。
75才	女性	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に喜友名公園の整備することを希望します。
71才	男性	<ul style="list-style-type: none"> ・早めに進めて欲しい。
73才	男性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該統地は、大雨のときに水路が確保されていないために冠水してしまう墓もあり、周辺環境に不安があります。(保育園建設の際、自然排水路がふさがれたと思われる。) ・また、現在の進入路も所有者が不明でいつ閉鎖されるか分からない不安もあります。 ・清明祭、旧十六日祭のときは駐車が困難なこともあり、墓地の地主同士で標識を作り、環境整備がてきたら良いと思っていました。 ・公園整備することにより、上記の不安、悩みが解決できると嬉しく思いますが、利己的過ぎるでしょうか？ ・私は市内他地区に住んでいますので、喜友名地区の公園について自発的な感想は持っていませんが、周辺地域の皆様が喜ぶような施設が出来上がれば良いと思います。 ・公園事業に賛成で、できる限り協力して参りたいと思っています。 ・都市計画課の皆様、どうぞ頑張って下さい。
61才	男性	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地は不法投棄の恰好な場所となっている現状に嘆いております。 ・グソーの皆様もお怒りでございます。 ・本来中学校と保育園隣接地は子どもたちが自由に遊んだり、友と語り合ったりできる環境が望ましく、そこに歴史的、文化的構造物である墓も存在することにより、文化・伝統への意識も高まります。緑地整備については大賛成いたします。
59才	男性	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園として計画があるのは初耳でした。 ・協力はしたいが図面を見てはいないので良くも悪くも判断はつかない。希望は現状維持しつつ公園化。 ・墓の所有者らは個人で建設しているので規律なく乱立状態。 ・これ以上勝手に建てないよう早めに公園計画を進めて欲しい。 ・移設なしでの条件ですが。

第1章 基礎調査

年齢	性別	自由意見
66才	男性	・ 墓地の移転を希望していますが、移転先は遠方ではなく近場を希望します。
56才	男性	・ 墓地用地は避けて欲しい
72才	女性	・ 公園自体必要がないと思います。
76才	男性	・ 費用全額補償
68才	男性	・ 1.どこまで補償されるのか？ ・ 2.持出し費用ではないか？
78才	男性	・ 畑は売りたいと思います。墓も3基あります。 ・ 墓は残して早目に道路を入れて駐車場・トイレを作ってもらいたい。 ・ 墓地公園として整備してはいかがですか？
60才	男性	・ 宅地にできるなら理想だが、現実的には墓地公園だと思う。火葬場と言う案はどうか？(墓地公園内に)
68才	男性	・ その墓は父母が眠っており、父が作ったものとして私が相続したものである。 ・ 父母の形見として、大切にしたいと考えているので移転したくない。
50才	男性	・ 50年近く墓地として利用しています。公園にするかもしれないと言われて非常に困惑しています。 ・ 利用者達の意志をくみ込んできちんとした対応をしていただきたいです。 ・ 公園不足はわかりますが、墓地の跡に公園を作るのは危険ですし、中学校の隣なので、中学生のたまり場になり、犯罪の可能性が高いです。 ・ 昔はシンナーを吸っている、性犯罪が多かったです。 ・ そこを公園にすると子供が危険です。考え直して下さい。
84才	女性	・ 高齢で一人身なので墓の管理者に名義変更の手続きをしないといけないから悩んでいる。
72才	女性	・ 公園予定地であるのになぜ個人売買させたのでしょうか？ ・ それからお墓の跡地に公園とは思いませんでした。
67才	男性	・ 公園にしたら不良のたまり場にならないか心配。
88才	男性	・ 特にございません。所有者は父、88才。息子59才が代筆。
74才	男性	・ 地権者は死亡している。相続人がアンケート調査を記入しています。

(2)意見交換会

1)意見交換会の概要

アンケートを依頼した地権者に対し、意見交換会の開催について連絡を行い、普天間中学校体育館にて意見交換会を実施した。

宜野湾市より事業の経緯および計画範囲の考え方について説明を行ったうえで、地権者の意向に関する質疑応答を実施した。

主な意見は以下のとおりである。

意見交換会の概要

実施名称	地権者意見交換会
対象者	地権者及び共同名義者
実施日時	2026年2月24日(火)19時～
場所	宜野湾市立普天間中学校体育館
内容	喜友名公園計画の概要、地権者アンケートの結果報告、公園範囲の考え方
参加人数	41名(帯同6名含む)

2)主な意見

参加者-1	<p>【質問】 墓地業者から、この周囲は墓地の開発が進み利便性が高まると聞いて、墓地を建立した。急に公園を整備すると言われて困惑している。墓地をどこに持っていったらよいかもわからない。すでに年齢が高く墓地を移転してほしいと言われても難しい。</p> <p>【回答】 都市計画決定から、時間が経過し、困惑する方も多いと考えている。墓地の移転について、公営墓地の空きがある場合、斡旋・紹介することを検討し、また、民間墓地の紹介などの相談に乗ることもできる。</p> <p>公園区域にかかる場合は、補償等の対応を検討しており、1件ずつ調査し、進めていきたい。</p>
参加者-2	<p>【質問】 今回初めて、計画図を見た。地権者の何割が合意すれば、事業を進めるなどの基準はあるのか。</p> <p>【回答】 明確な基準はないが、皆様の意見をお伺いしたい。公園整備に必要なまとまりのある土地を確保する必要がある。</p> <p>【質問】 いろいろと困難な状況が揃っているが、計画自体を断念するという考えはないのか。</p> <p>【回答】 都市計画決定から長い年月が経っているため、時代のニーズ等も踏まえて、公園計画の見直しを行っており、公園面積を小さくすることも可能性の一つである。しかし、公園を廃止するということは考えにくい。</p> <p>【質問】 例えば、特定の範囲の中で、数名の合意しか得られなかった場合、墓を残して、公園を整備するのか。</p>

第1章 基礎調査

	<p>【回答】 現時点で、すべての人が反対しているという状況にはない。公園整備を進めるためには一定規模の土地が必要であり、地権者の意向を確認し、整備可能な範囲を検討していく。</p>
参加者-3	<p>【質問】 都市計画決定から50年を経過し、墓が増え、多数の地権者がいる状態になったということだが、早く公園整備を進め、問題を解決してほしい。</p> <p>【回答】 ご指摘のとおりである。宜野湾市には複数の未整備の公園、着手中の公園があり、他の公園の整備を待っているということも難しいため、さまざまな方法を検討して、事業化を進めていきたい。</p>
参加者-4	<p>【質問】 私の墓地が計画地に含まれている。移転するための費用は負担してもらえるのか。</p> <p>【回答】 移転するためには、用地費やお墓の建設費、遺骨の回収費用、改葬費等が必要になり、そのすべてを金銭で補償するという形になる。</p>
参加者-5	<p>【質問】 西普天間土地地区画整理事業内に墓地を作るという話であったが、喜友名公園の整備には墓地の移転など課題が多く、単純に西普天間土地地区画整理事業内の墓地を公園にして、計画地の墓地はそのまま残してはどうか。その方が、事業費が抑制されるのではないか。</p> <p>【回答】 西普天間土地地区画整理事業には総合公園の計画がある。また、現時点で都市計画決定されておらず、都市計画決定された喜友名公園を簡単に廃止することはできない。皆様の意見を聞きながら、進めていきたい。</p>
参加者-6	<p>【質問】 公園区域に墓地があるが、古いため減価償却されて、同じ規模の墓を確保できないということにはならないか。</p> <p>【回答】 国の補償基準に基づいて金額を算出する。建物の場合は、減価償却があるが、墓には減価償却の基準がなく、現在あるものを100%補償する基準となっている。</p>

3. 類似事例調査

(1) 野嵩第一公園(宜野湾市)

宜野湾市北部野嵩に位置する野嵩第一公園は、本計画と同様に近隣公園であり、計画面積3.4haのうち、約1.8haが一部供用されている。

施設内容は芝生広場、四阿、散策路、ローラー滑り台等の遊具が整備され、多くの近隣住民から親しまれている。

同公園も喜友名公園同様に計画区域内に墓地が点在し、施設整備における課題となっており、樹林の中に目立たないように保存されているほか、動線が確保されているため、清明等の利用は可能となっている。

また、接道についても3か所の接道が確保されているが、公園区域の北側は接道していない。しかし、通路や階段等を介して、徒歩でのアクセスが可能となる動線が確保されている。

施設整備の概要は以下のとおりである。



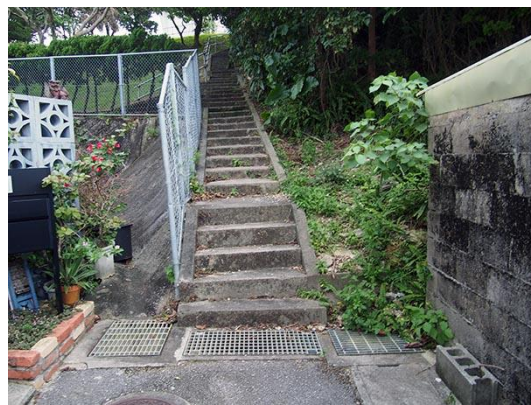
広々とした芝生広場と四阿



奥まった位置に墓が残されている



市道との接道状況



接道ではないが階段によりアクセス可能

第1章 基礎調査

(2) 浦添大公園(沖縄県)

浦添大公園は、牧港川沿いの斜面緑地を含む大規模な森林環境を利用して整備された沖縄県営の総合公園であり、計画面積が37.4ha、供用面積が11.2haとなっている。園内はA・B・Cの3つのゾーンに分けられている。

この中で歴史学習ゾーンは、県文化財指定を受けた浦添ようどれと浦添城跡を含む歴史的・文化的価値の高いゾーンであり、ふれあい広場ゾーンは広場と遊歩道、遊具がある。憩いの広場ゾーンは当山の石畳道や干支橋があり、ピクニックやレクリエーション等に利用されている。

同公園の中央にも浦添墓地公園があり、都市公園と墓地が近接して立地している。周辺に緑地等を配置することで、都市公園からの緩衝帯を形成している。



浦添大公園平面図

出典: 沖縄県HP



近接して大規模な墓地公園が立地



緑地等により緩衝帯を形成

4. 都市公園整備に関連する法規制・基準等

都市公園整備に関連する主な法規制・施設整備に係る基準等を以下に示す。

(1) 面積

都市公園の面積に関しては、都市公園法施行令において標準が示されており、本公園は近隣公園であるため、2haが標準として示されている。

都市公園法施行令

(地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第二条

- 一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ha を標準として定めること。
- 二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、**2ha** を標準として定めること。
- 三 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ha を標準として定めること。

(2) 出入口の配置

都市公園について、都市計画法施行規則において、出入口の数が示されており、2か所以上設ける必要がある。

都市計画法施行規則

(公園に関する技術的細目)

第二十五条

- 一 面積が 1,000 m²以上の公園にあつては、2以上の出入口が配置されていること。

第1章 基礎調査

(3) 園路の形状

園路の形状については、沖縄県福祉のまちづくり条例によって、いくつかの基準が定められており、基準を満たした施設整備が必要である。

以下にその概要をとりまとめる。

園路に関する基準

【基本的な考え方】

公園等内の各施設を利用できるように、高齢者、障害者等の利用に配慮した動線を1以上確保することが必要である。

整備基準		整備基準の解説
園路の幅	・幅は、180cm 以上とすること。	・幅は、有効寸法で測定する。 ・幅 180cm は、車いす使用者同士がすれ違うことができる寸法である。
勾配	・勾配は、次に定める構造とすること。 ・縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。	・車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とする。また、傾斜路を下る場合でも腕にかかる負担が大きいため、勾配は可能な限り緩やかとする。
水平部分の確保	・3%以上の勾配が 50m 以上続く場合は、途中に 150cm 以上の水平部分を設けること。	

出典：沖縄県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル【道路・公園その他編】

5. 喜友名公園整備に関する課題の整理

(1)敷地条件の課題

1)用地の確保と墓地の扱い

現況調査の結果、計画地には多くの墓が立地しており、掘込墓や亀甲墓のような時代の古いものから、比較的近年建立されたものまで、多数の墓が存在している。

これらが、公園区域の過半を占めているため、現状で公園を整備する空間が確保できず、墓地の移転を含めた用地の確保が必要である。

墓地の移転に際しては、改葬許可等の行政手続きが必要であるが、それ以上に所有者への心情的な配慮が大切である。墓地は先祖供養の場であり、精神的な拠り所でもある。特に沖縄は門中(ムンチュウ)に代表されるように親族の結びつきが強く、計画地内にある大規模な亀甲墓は、関係する親族も多いと想定されることから、丁寧な対応が必要である。

本計画においては、計画地全体にわたって、墓が分布しており、公園施設を整備するためには、少なからぬ移転が必要になる。

所有者・親族・地域社会への心情的配慮と合意形成のプロセスを重視することが、計画の円滑な推進に不可欠である。

2)アクセス動線の確保

都市計画決定された都市計画公園区域は道路に接道していないため、利用者がアクセスするための動線を確保することが必要である。

また、1,000㎡以上の都市公園は、都市計画法施行規則において2以上の出入口が義務付けられている。緊急時の避難や救急車両の進入など安全な公園利用を実現するため、また、日常的な管理にも車両の進入が必要である。このため、公園の利活用に支障をきたさないよう配慮した動線が必要である。

さらに近隣公園の利用は地域住民の利用に供される施設であり、計画地周辺には住宅地が広がっていることから、多様な方向からもアクセスできるように配慮することが大切である。

現況調査においては、北側からのアクセスルートの確保が困難になることも想定され、この場合、基準を満たさない通路であったとしても徒歩でのアクセスができるようにするなど、きめ細かなサービスを提供することが必要である。

3)公園施設整備に必要な面積の確保

公園施設を整備するためには、一定規模のまとまりある土地が必要である。当該施設は近隣公園として誘致圏域500mの住民を対象とした施設であり、おおよそ新城・喜友名地区の住民が誘致圏域に含まれると考えられ、その対象人数は約7,000人になると考えられる。

一般的に近隣公園は、乳幼児から高齢者層まで幅広い層の利用が想定され、幼児向けの遊具や小中学生向けの軽スポーツ、高齢者層向けの健康遊具や散策・休憩スペースなど、日常的に利用する多様な利用者を想定しており、これらの異なる利用が干渉しないように一定規模の面積の確保が目標として定められている。

都市計画決定された喜友名公園は1.2haであり、本来の基準面積を下回っているが、さらに多数

第1章 基礎調査

の墓地や駐車場等が立地しており、立ち退きが困難な個所もあると想定されることから、利用可能な面積はさらに小さくなることが懸念される。このため、近隣公園としての機能を満たすため、最低限の面積を確保するよう努める必要がある。

さらに都市計画決定された公園区域について、現在、接道していないことも問題であり、利用者が公園を訪れるためには、公園区域と道路を結ぶ敷地を確保する必要がある。

(2)公園施設整備に関する課題

1)安全な公園の実現

意向調査として実施したアンケート調査、意見交換会において、不審者を不安視する意見が寄せられており、周辺住民が安心できる公園を実現することが大切である。

これらは、防犯灯の設置や視認性を高めるなど、ハード的な対応を検討するほか、より多くの地域住民が公園管理に関わってもらうなど、ソフト的な対応の必要性があり、地域住民の理解を得た公園を実現することが求められている。

2)多くの人から利用される公園整備の実現

近隣公園は、主に徒歩圏内の住民の利用を想定した公園であり、計画地周辺には7,000人の対象住民が居住している。この中には乳幼児から、高齢者まで、多様な人が生活しており、それぞれニーズや利用目的も異なっていると考えられる。より多くの人々が満足いく公園利用を実現するため、利用者に対する意向調査等を実施して、地域住民から望まれる公園整備を実現することが大切である。

3)歴史資源の活用

計画地の周囲には、この地域特有の琉球石灰岩による丘陵地形が残されており、岩盤を穿って造られた掘込墓など、複数の歴史資源が確認されている。アンケート調査等においても、これらの歴史資源を活かした公園整備を求める声も寄せられていることから、これらを適切に保全しつつ、歴史学習をはじめとした多様な利活用の可能性を検討することが重要である。

特に沖縄本島にみられる琉球石灰岩の地形は、地域の歴史や文化を育んできた代表的な要素であり、利用者にとっても郷愁を喚起する地域の貴重な財産である。

こうした価値を十分に認識したうえで、公園整備においてもその魅力を損なうことなく継承していく姿勢が求められている。

第2章 基本方針

1. 公園区域の見直し

喜友名公園の整備計画を策定するためには、最初に公園区域を確定することが必要である。現在、計画地には多数の墓地が立地しており、公園施設を整備する空間が確保されていない。

また、墓地の地権者は多数存在し、多様な意向が存在すると想定されることから、すべての移転を実現することは容易ではないと考えられる。

このため、敷地確保の確度と公園整備や利活用の可能性を検討し、適切な公園区域を設定する必要があり、以下にその方向性を検討する。

(1) 用地取得の可能性の検討(都市計画公園区域内)

計画地について確認された地権者は152名おり、アンケート調査を実施した結果、「協力したい」「条件により協力したい」の協力意向を示した回答者は55名(62%)であった。(下図参照。)

この中で、墓地として利用している人の中には、都市計画公園区域であることを知らずに墓地を建立した人も多く、移転について困惑している人が多い。特に敷地北東部の墓地は、比較的新しいものが多く、敷地が小規模で多数の地権者が存在している。また、隣接する集合住宅の駐車場については、住民の駐車場確保に影響が出る可能性があるなど影響が大きい。

このため、地権者に理解を求めると同時に、公園整備を進めることによって生じる影響にも十分配慮して公園区域を再検討することが必要である。

第2章 基本方針

(2) 接道に必要な用地の確保(都市計画公園区域外)

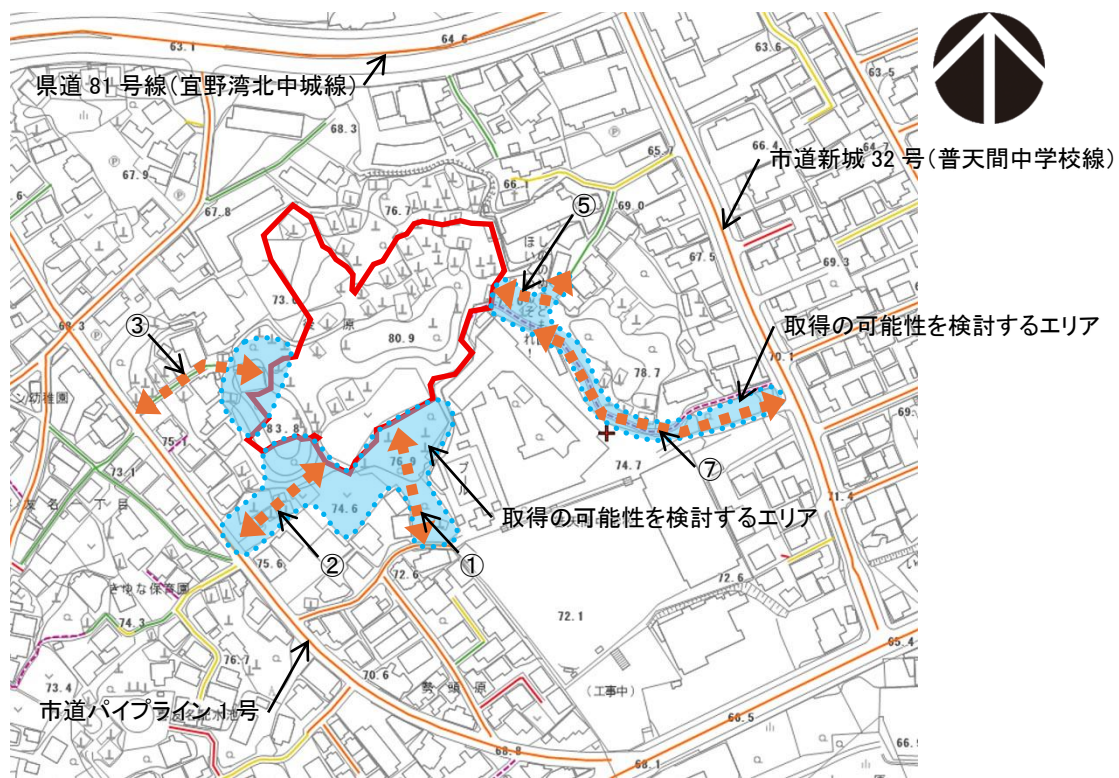
本計画地は、周辺の道路と接道しておらず、現在の公園区域では公園施設を整備しても利用者が訪れることができないという問題点がある。

また、都市計画法施行規則により、1,000㎡以上の都市公園は2以上の出入口が必要であると定められている。さらに公園利用の観点からも人の利用や災害等の避難、緊急車両の進入等を考慮すると複数の出入口が必要不可欠である。

本公園は近隣公園として、誘致圏域500mの徒歩圏内に配置される公園であり、できるだけ多方面から訪れることができるように、複数のアクセスルートを確認することが必要である。

現況調査において、7つの出入口ルートが検討されたが、用地取得の可能性や周囲の影響を考慮すると①市道喜友名2号との接道、②市道パイプライン1号との接道-1、③市道パイプライン1号との接道-2、⑤2項道路との接道-2、⑦市道新城32号との接道-2については実現性が高いと判断し、可能性をさらに検討する必要がある。

これらの区域は、公園利用を実現するうえで必要性が高いが、都市計画決定されていないため、地権者の理解を得たうえで用地の確保に努めることが大切である。



計画地出入口の可能性と必要な用地

※宜野湾市地図情報システムを加工して作成
※現況調査における進入ルート案を一部改変

(3) 近隣公園として必要な面積の確保

都市公園は、都市計画に基づいて国や地方公共団体が設置・管理する都市施設のことで、近隣住民に対する憩いの場の提供や地域コミュニティの醸成、良好な景観や環境の形成、防災に活用される施設である。

この中で喜友名公園は、近隣公園に位置付けられており、誘致圏域500m程度の徒歩圏内で利用可能な住民に対する利用を想定した施設である。この範囲には約7,000人の住民が居住しており、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢の対象者の利用が想定される。

このため、遊具や芝生広場、散策路、休憩施設など、多様な利用に対応した施設を整備する必要があり、また、異なった利用が干渉しないように適度な距離を確保することも必要である。

このような利用を実転するためには、一定規模の公園面積を確保する必要があり、一般的に近隣公園は標準的な面積を2haと設定している。

一方、都市計画決定された喜友名公園の面積は1.2haであり、さらに墓地等で取得が困難となる土地もあると想定されることから、公園面積がさらに小さくなると懸念されるが、近隣公園としての利用が実現できる公園面積を確保する必要がある。

(4) 公園利用の魅力を高める用地の確保

現況調査から明らかなように、計画地は沖縄本島の特徴的な地形である琉球石灰岩によって形成された丘陵地で囲われており、古くから墓地等として利用されている。また、丘陵地の上部から東シナ海を望むことができるなど、眺望に優れた個所も存在している。

さらに利活用の可能性として、熱帯花木・果樹の適地であることも魅力の一つである。

沖縄本島は亜熱帯海洋性気候に属しており、気温の面では多くの熱帯植物の生育が可能であるものの、風に弱い植物も多く、県内各所で台風や冬季季節風の影響を受けて成育が阻害されている。

一方、計画地は周囲を比較的低層な住宅と丘陵で囲まれた地形の中にあり、日当たりがよく、同時に風環境も緩和されているという熱帯花木・果樹にとって、生育に適した条件が整っており、花の名所づくりを成功させる条件が整っている。

こうした計画地の特性を配慮して有効な土地を確保し、公園の魅力を高めていくことは、利用者の満足度を向上させるうえでも重要な視点である。



計画地周辺の高所から東シナ海が眺望できる



計画地を囲う琉球石灰岩の小高い丘

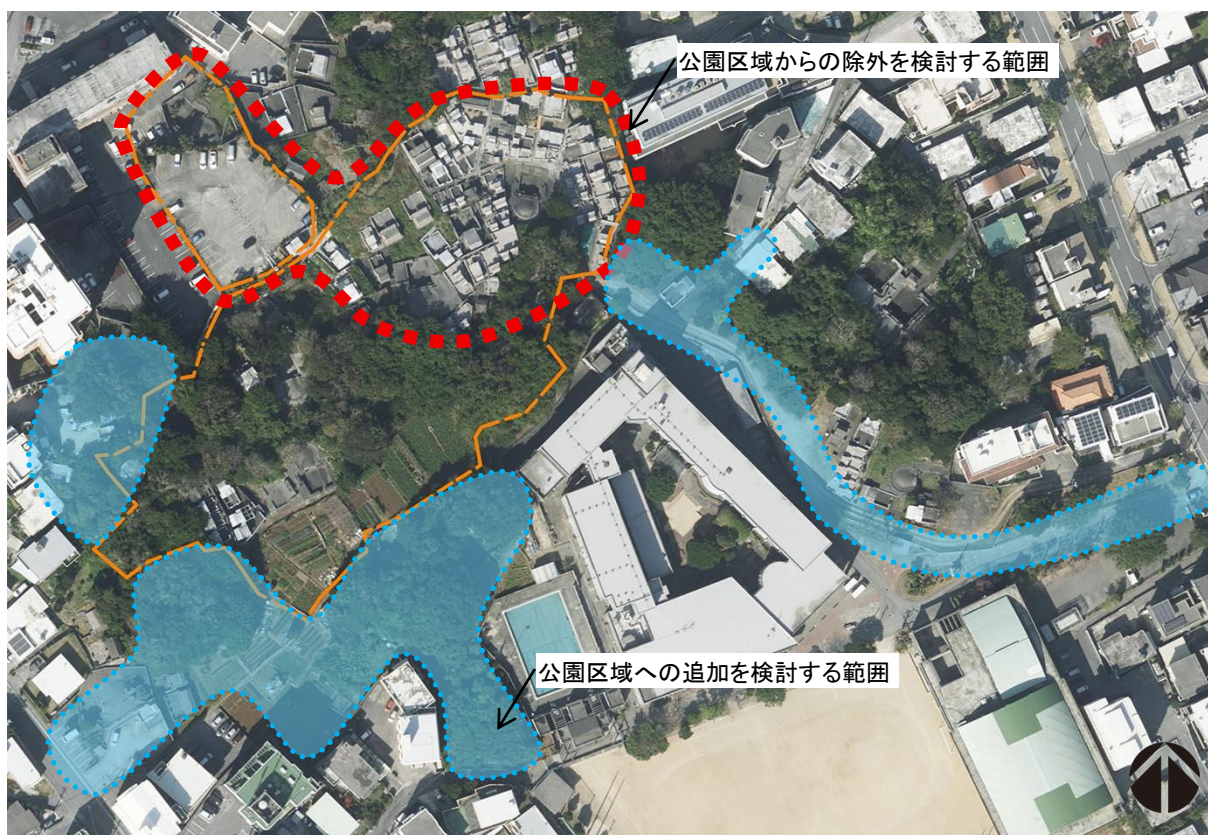
第2章 基本方針

(5) 公園区域(案)の設定

用地取得の可能性及び公園整備で必要となる用地等を検討した結果、下図の範囲を公園区域(案)として設定し、用地の確保に努めていくことが重要である。

なお、下図の「公園区域からの除外を検討する範囲」は、地権者の意向や周辺の土地利用への影響を考慮して区域から除外を検討した範囲である。また、「公園区域への追加を検討する範囲」は、アクセスルートの確保や公園利用の観点から必要性の高いエリアであり、地権者の理解を得て取得する必要性の高い範囲である。

これらは都市公園区域として整備する以外に道路事業等で取得した方が有利な可能性もあり、今後、公園整備の可能性と利用可能な補助事業等を検討したうえで、方針を確定していくことが必要である。



公園区域(案)の検討

2. 整備方針

(1) 周辺住民に対する憩いの場の提供

計画地の周辺には多くの住宅地が広がっており、近隣公園の利用目的を考慮すると多くの住民が徒歩で日常的な利用を展開することが考えられる。

また、計画地には豊かな自然が残されており、かつ主要街路から奥まった位置にあるため、静かで落ち着いた活動が展開できるポテンシャルを有しており、周辺住民がゆっくり過ごすことのできる憩い空間の整備を検討する。

(2) 子供の遊び場の確保

計画地の周辺には中学校や認定こども園など、大人数の子供が集まる施設が立地し、また、周辺の住宅地には多くの子供が居住している。

このため、本公園の機能として、子供の遊びは重要な機能の一つであり、子供たちの心身の発達に寄与する、冒険心を喚起することのできる子供の遊び場の整備を検討する。

(3) 花の名所づくり

都市公園の魅力の一つとして、花の名所は魅力の高いコンテンツである。

沖縄県の環境特性として、季節風や台風等の被害があり、花木はその特性上、風に弱い種類が多いため、生育不良が生じている箇所が存在する。

計画地のような周囲を小高い丘で囲まれた場所は周囲からの風環境を軽減し、日当たりも良好であることから、風に弱い植物の育成に適した土地であり、植物の生育環境として、必要な条件を満たした適地である。

季節の花の名所は多くの人に親しまれ、利用者の心に残る空間を創出するため、花の名所づくりを検討する。

(4) 安全・安心な公園づくり

計画地は周辺の幹線道路から奥まった位置にあり、見通しのきかない箇所も発生することから、不法投棄やたまり場となることも懸念されている。このため、見通しを確保し、極力死角を作らないよう配慮するとともに、多くの人から利用され、常に監視の目がある状態とすることが大切であり、地域住民の維持管理への参加も含めた、地域から親しまれる公園とすることが大切である。

(5) 歴史を生かした公園整備

計画地は沖縄県特有の琉球石灰岩によって形成された特徴的な景観を有している。この地形は、琉球文化に固有の城(グスク)や湧泉(カー)、亀甲墓といった工作物を育んできたほか、御嶽や拝所などの信仰文化を支えてきた場でもある。

計画地には、こうした琉球文化を育んだ地形が良好に残されており、さらに古い時代の墓が集積しているなど、地域の歴史を読み解くうえで貴重な痕跡が多数確認できる。

本計画では、これらの歴史文化を排除するのではなく、公園計画の中で積極的に活用し、次世代へその価値と存在を継承していく役割を担うことを検討する。

第2章 基本方針

(6) 防災拠点としての公園整備

計画地に隣接する普天間中学校は、指定避難場所に指定され、防災倉庫が設置されている。また、近隣の街区公園であるちゅんな一公園は、指定緊急避難場所に指定されている。

これらの防災施設は本計画と位置も近いことから、宜野湾市地域防災計画の中で、役割分担・連携を図るなどを検討する必要がある、地域防災における本公園の位置づけを明確化することが必要である。

3. 導入機能

(1) レクリエーション・健康増進機能

喜友名公園は、おおむね徒歩圏内の住民利用を主目的とした近隣公園であり、地域住民が日常的に利用する憩いの場となる施設である。近隣住民が散策や休息に訪れたり、軽スポーツを行う場になるなど、身近な公園としての利用が想定され、必要な空間の整備を検討する。

(2) コミュニティ・交流機能

都市公園には多くの人が集まることが可能であり、地域の集会や祭り、イベントの場としても活用されることになる。

喜友名自治会や新城自治会では積極的な自治会活動が展開されており、区域内に大人数が集まることのできる外部空間がないことから、これら自治会等の祭りや集会など、コミュニティの場として利用できる空間の確保を検討する。

(3) 子供の遊び機能

計画地周辺には、認定こども園や中学校が立地し、また、住民の年齢構成についても20歳以下の未成年人口が若干多い地域特性が確認されている。

子どもにとって、遊びは心身の健全な発展や人との関わりを学ぶなど、多様な学びの場となっており、良質な遊びを提供することが大切である。

計画地において、対象年齢に応じた子供の遊び機能の整備を検討する。

(4) 歴史・文化伝承機能

計画地に残された琉球石灰岩によって形成された小高い丘は、琉球文化を育んだ特徴的な景観であり、これらを維持・活用することによって、地域文化の形成過程を住民の中のとりのわけ若い世代、来訪者等に伝えることができる。

このため、計画地の地形を現状のまま残すとともに、歴史学習にも活用できる解説サインを整備することで、地域の歴史文化の形成過程への理解を深める施設の整備を検討する。

(5) 景観形成・環境保全機能

都市公園にある緑地は、都市化の進んだ計画地周辺において貴重な緑であり、周囲に良好な景観を創出するとともに生物の生息空間やヒートアイランドの防止等、地域の環境形成に重要な役割を担っている。

計画地においては、花木が育てやすい環境を生かし、多くの人が魅力を感じる良好な景観を創出するとともに、琉球石灰岩の地形について、自然植生を極力保存し、地域の環境形成に資する緑地の確保を検討する。

(6)防災機能

本計画の対象施設である喜友名公園は、近隣公園であるが、基準面積である2haより小規模であり、近隣公園と街区公園の中間的な規模である。

このため、本公園に期待される防災公園としての役割は、下表の中では「一次避難地の機能を有する都市公園」「帰宅支援場所の機能を有する都市公園」及び「身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園」などの役割が想定される。

また、指定される役割としては、「指定緊急避難場所」への指定が想定され、さらに防災公園等の役割の時系列的整理においては、「直後段階」(発災～概ね3時間程度)に対応した施設となることが想定される。

これら防災計画については地域防災計画とも連携を図りながら、適切な役割が担えるよう検討を加えていくことが大切である。

防災公園の種類

種類	役割	公園種別
広域防災拠点の機能を有する都市公園	主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる	広域公園等
地域防災拠点の機能を有する都市公園	救援救護活動の前線基地、復旧資機材や生活物資の中継基地となる	都市基幹公園等
広域避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生した場合において広域的避難の用に供する	都市基幹公園 広域公園等
一次避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害発生時において主として一時的避難の用に供する	近隣公園 地区公園等
避難路の機能を有する都市公園	広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる	緑道等
石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	主として災害を防止することを目的とする緩衝緑地	緩衝緑地
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所となる	街区公園等

身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園

種類	役割	公園種別
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	主として身近な防災活動の拠点となる	街区公園等

※出典:防災公園の計画・設計に関するガイドライン(案) (H27 国総研)

第2章 基本方針

参考: 避難場所と避難所の定義

従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなったことから、平成25年の災害対策基本法の改正において、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活をする避難所とを区別することが明確化された。

《指定緊急避難場所》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を市町村長が指定する。

《指定避難所》

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。

※出典: 防災公園の計画・設計に関するガイドライン(案) (H27 国総研)

参考: 防災公園等の役割の時系列的整理

防災公園等の役割を、地震火災を例に災害発生後の時系列的にまとめたものが下表である。

防災公園等の役割—時系列的整理(地震火災の場合)

		災害の時間区分					
段階	予防段階	災害発生	直後段階	緊急段階	応急段階	復旧・復興段階	
時間	発災前		発災～ 概ね3時間程度	概ね3時間～ 概ね3日程度	概ね3日以降		
スケール			生命確保	生命維持	生活確保	生活再建	
防災目標	事前防止		・火災の延焼の遅延または防止 ・爆発による被害の軽減または防止 ・救援活動の場 ・緊急避難の場 ・大火時の一時集合場所、避難中継地、最終避難地、避難路等	・火災の延焼の遅延または防止 ・爆発による被害の軽減または防止 ・救援活動の場 ・一時的避難生活の場等	・救援活動の場 ・一時的避難生活の場 ・徒歩帰宅者への支援等	・復旧・復興活動の拠点等	
防災公園の役割	・防災に関する知識を学ぶ場(防災訓練、自主防災組織の育成、防災意識の普及啓発)						

※出典: 防災公園の計画・設計に関するガイドライン(案) (H27 国総研)

第3章 公園計画

1. 施設配置計画

(1) 施設配置の基本的な考え方

本公園の計画案を作成するうえで、周辺の利用者がより訪れやすい条件を整えるため、各方向からのアクセス動線を設けることが重要である。

また、計画地にある丘陵地形は樹林が茂り、地域の環境形成に重要な役割を果たすとともに歴史資源等も残されている。このため、これら丘陵地形を極力活かしたうえで、高所や斜面等を眺望機能などに積極的に活用することを検討する。

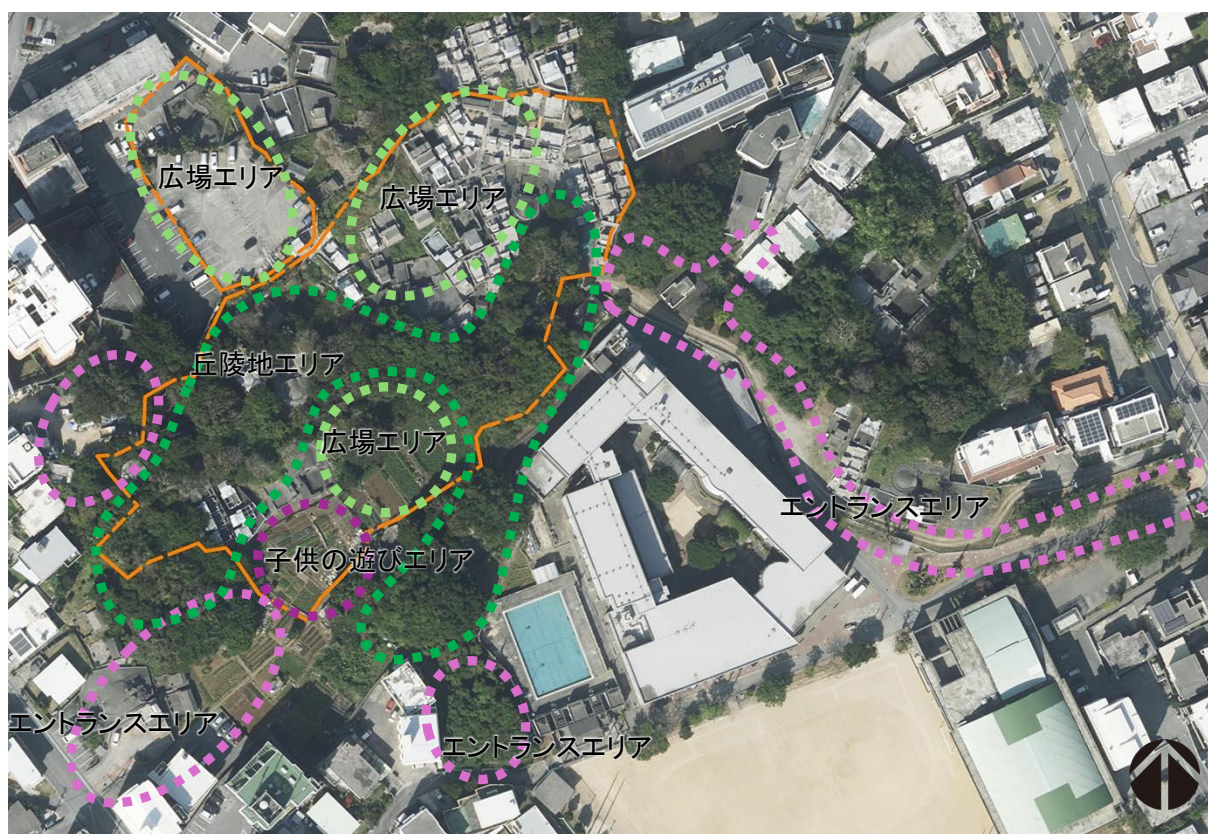
さらに中央の耕作地は広がりのある平坦地となっており、広場等の配置を検討する。

(2) ゾーニング

公園計画においては、異なった利用が干渉しないように利用内容ごとにエリア区分を行うが、本公園においては、「エントランスエリア」「丘陵地エリア」「広場エリア」「休憩エリア」に分けてゾーニングする。

これらは、地形や周辺の環境によって、ある程度適切な位置が限定されるが、詳細の利用については、公園計画によって様々な可能性が検討され、本計画においては、その可能性の一つを示したものである。

今後、用地確保の可能性や利用する住民等の意向を把握するなどして、複数のゾーニング案を抽出し、比較検討していくことが必要である。



ゾーニング(案)

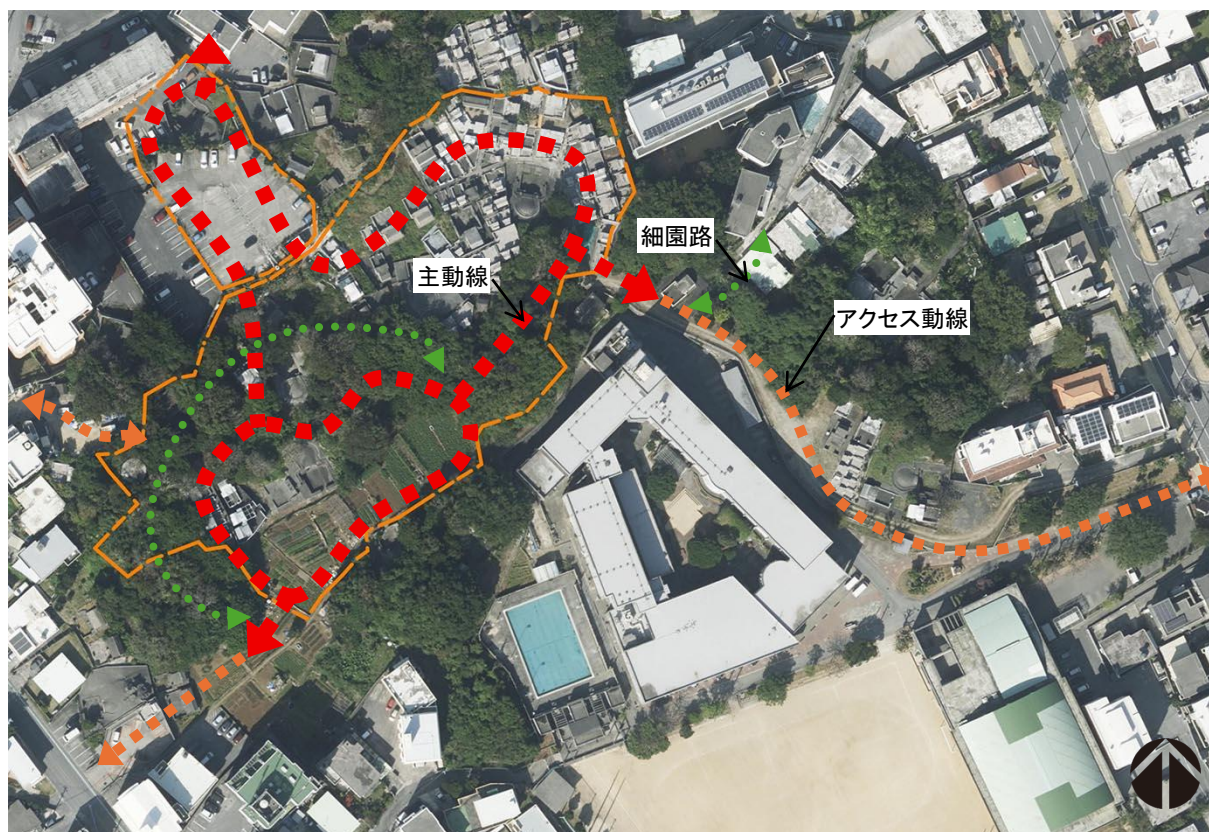
第3章 公園計画

(3) 動線計画

公園を利用するうえで動線計画は極めて重要である。周囲の住民が公園を利用するためにはアクセス動線が必要であり、より多くの住民が利用しやすくなるようにできるだけ多方面に出入口を設定することが大切である。

また、主要道路からのアクセスについては、少なくとも2か所以上の動線を車両対応とし、管理車両や緊急車両の進入に配慮することが必要である。

さらに公園利用の利便性を高めるため、比較的大人数の利用に対応した主動線と公園利用者が自然に親しむ等の利用を行うための細園路に分けて、園路の階層化を図ることが大切である。



ゾーニング(案)

(4) 配置計画(案)

これまで検討された公園施設の内容を配置計画としてとりまとめたものが、次ページの平面図のとおりである。

これらの計画案はさまざまな可能性が検討されるが、本計画においては、自然観察と回遊動線の確保を主眼として計画案をとりまとめている。

ただし、今後、用地の取得や実際に利用する周辺住民の意向等を踏まえて、さらによりよい計画案を検討していくことが必要である。





2. 各部イメージ

(1) エントランス

本公園の公園区域は接道しておらず、アクセスのために道路に接する土地を確保する必要がある。また、接道は市道となるが、場所によっては公園の所在が確認しにくくなることも考えられ、公園の存在をより多くの人に認識してもらうことが大切である。このため、本公園においてエントランスは重要な空間であり、利用者に認識されやすい空間を整備することが大切である。

一般的に不特定多数の人の集まる施設において、エントランスは利用者が待ち合わせをしたり、これから展開される活動の期待感を高める役割を担っており、公園の顔にふさわしい空間づくりを行う。



エントランスのイメージ

(2) 芝生広場

計画地の周辺には多くの住宅地があり、また、近接して中学校や認定こども園等も存在するため、幼児・児童・生徒等の利用も多いと想定される。

多くの子供たちが活発に走り回り、園外保育やピクニック、軽スポーツ等のできる芝生広場等の空間はニーズが高く、整備を検討する。

これらの芝生広場は大人の花見や集会、グラウンドゴルフ等、多目的な利用も想定される。



広々とした芝生広場のイメージ

(3) コンビネーション遊具

子供たちの興味を惹く仕掛けがあり、また、親も安心して子供を遊ばせることのできるコンビネーション遊具の整備を検討する。

コンビネーション遊具は、遊びを通して子供たちの心身の発達を促し、冒険心を養うことができる。

また、一つの遊具で多くの子供が遊べるという特徴がある。

これらについては、利用者の意向も確認しながら、適切な対象年齢を設定することを検討する。



コンビネーション遊具のイメージ

第3章 公園計画

(4) 花の名所づくり

計画地は周囲を小高い丘に囲まれており、季節風や台風などの植物の生育に影響を与える風から守られ、かつビル等の日陰にもならないため、日照条件が優れたうえに風環境も緩和されており、植物の育成にとって理想的な環境である。特に花木類は日光を好み成長の早い陽樹が多いが、沖縄の環境は風環境が厳しく、陽樹にとっては厳しい環境であり、計画地のような好条件を備えた土地は極めて少ないため、貴重な環境資源である。

計画地で、花の名所を形成する可能性のある花木は以下のとおりであるが、住民の意向も踏まえて、樹種を選定することがよいと考えられる。

例えば、一つの可能性として清明(シーミー)の時期に咲く花等、意図をもって選定することもできる。



イペー



ピンクテコマ



カエンボク



オオバナソシンカ



トックリキワタ



ゴールデンシャワー

(5) 休憩施設

沖縄の直射日光は厳しく、強い日差しの中での活動は健康面での不安も懸念される。

また、スコールと呼ばれる突然の強い雨も多いため、日差しや降雨から利用者を守る休憩施設等は必要性が高い。

例えば保護者が、コンビネーション遊具を利用している子供を見守ることのできる位置に設置するなど、利用を想定し、必要性の高い位置に整備することを検討する。

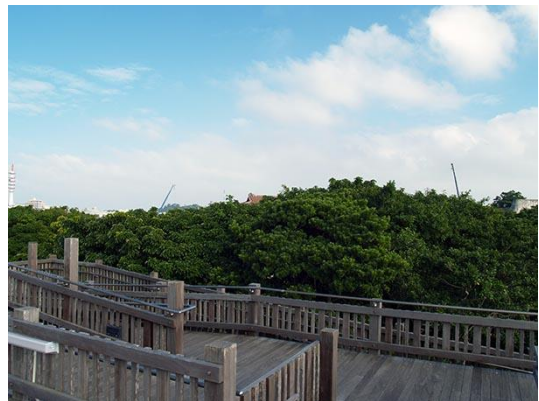


休憩施設のイメージ

(6) 展望施設

計画地は宜野湾市の段丘の上部に位置し、東シナ海を望むビューポイントが何か所か存在している。

本計画においてはこうしたビューポイントに利用者が良好な景観を眺めながら休憩できる展望スポットを設け、海への眺望が楽しめる空間の整備を検討する。



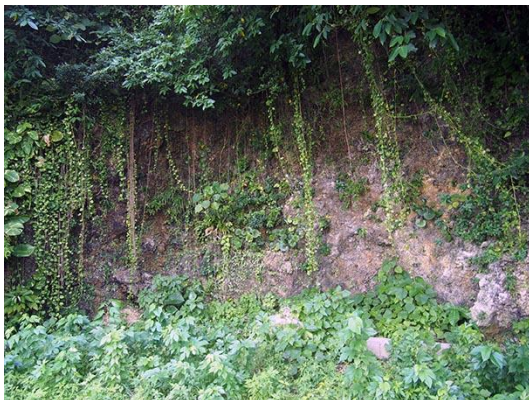
展望施設のイメージ

(7) 歴史学習施設

沖縄本島中南部は琉球石灰岩で形成された日本国内でも珍しいアルカリ土壌を呈している。計画地及びその周辺も琉球石灰岩の岩盤がみられ、この地域の特徴的な景観を形成している。

本公園の立地する喜友名地区はこうした琉球石灰岩で形成された地質であるからこそ、喜友名泉(チュンナーガー)をはじめとする豊かな水源を保ち、地域を潤してきた。また、計画地は琉球石灰岩が表出するため、古くから墓地として利用されてきた土地であり、喜友名後原・勢頭原丘陵古墓群等の埋蔵文化財包蔵地として指定されている。

これら計画地に残る地域の記憶を活用し、歴史文化を学習することのできる空間整備を検討する。



計画地周辺にある大規模な岩盤は

歴史学習への活用も可能である



歴史学習施設のイメージ